

8 豊 契 号 外  
令和8年4月22日

関係各位

総務部契約検査課長

豊川市週休2日工事における月単位の週休2日の判断について（通知）

現在、「豊川市週休2日工事实施要領」にて運用していますが、月単位の週休2日の判断を補完するために、同要領第2条第1項第4号「月単位の週休2日」の用語の意義について下記の内容を追加するものです。

#### 記

月単位の週休2日（4週8休以上）の判断にあたって、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。また、工事着手月、完成月及び週休2日の対象外とする期間を含む月においても、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所または休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

担当 総務部契約検査課検査係  
電話 0533-89-2178  
内線 1715